

甲斐市マスコットキャラクターデザイン使用の取扱基準

(取扱基準の目的)

第1条 この取扱基準は、甲斐市マスコットキャラクター「やはたいぬ」デザイン使用に関する取扱要領（平成26年9月1日制定。以下「デザイン要領」という。）に定めるもののほか、使用の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用承認申請について)

第2条 デザイン要領第3条の使用承認については、次の各号のいずれかに該当する場合、承認申請手続きを要しない。但し、使用に際し、事前に内容確認することを条件とする。

- ①市及び自治会が業務また運営において使用する場合。
- ②放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が、報道目的で使用する場合。
- ③県内市町村が使用する場合
- ④営利を目的としない個人的または家庭内で使用する場合

(承認基準について)

第3条 デザイン要領第4条（7）の「その他～」については、次の内容に該当することをいう。

- ①投機的商品の使用
- ②出資者及び出資金募集の使用
- ③マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められる使用
- ④ギャンブルに関する使用
- ⑤暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体の使用
- ⑥法律に定めのない医療類似行為等の使用
- ⑦人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがある使用
- ⑧国内世論が大きく分かれている使用
- ⑨他をひぼう、中傷又は排斥する使用
- ⑩非科学的又は迷信に類するもので、使用を見た者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある使用
- ⑪誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切な使用
- ⑫市が使用の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある使用
- ⑬市の使用事業の円滑な運営に支障をきたす使用

(デザイン加工の範囲基準について)

第4条 デザイン要領第9条（3）の「キャラクターデザイン使用ガイド～」については、原則キャラクターデザイン使用ガイドに定める基本デザイン及び展開デザインとするが、活用状況に応じた加工目的が適当である場合、また、PR効果を図るうえの意思伝達として言語表記が必要な場合、担当と協議のうえ市長が認めた場合はこの限りではない。

附 則

この取扱基準は、平成28年1月1日より施行する。